

## 別添7 生乳暑熱対応推進緊急対策

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和7年度酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農等対策事業の公募団体とする。

### 第2 事業の内容

事業実施主体は、第3の3の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「取組主体」という。）が、暑熱対策による生乳の需要期生産を図るために1及び2の取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、3の取組を実施するものとする。

#### 1 暑熱対策資材・機器の導入

暑熱による生乳生産への影響の低減を図るため、次の取組を実施し、酪農経営体又は乳用牛育成経営体（乳用雌子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。）（以下「酪農経営体等」という。）に対する支給又は貸付け

- (1) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の共同購入又はリース会社からの借受け
- (2) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な飼養管理施設等の増設及び改修

#### 2 夏季受精卵移植への奨励金の交付

牛乳乳製品の安定供給に資する酪農経営体等の夏季の受精卵移植を普及するため、第3の3の（4）の交付対象受精卵の移植を実施した酪農経営体等に対する奨励金の交付

#### 3 生乳暑熱対応推進緊急対策の推進

- (1) 暑熱対策の技術的知見を集約し、啓発するための取組
  - ア 会議及びセミナーの開催
  - イ 普及・啓発資料の作成等
- (2) 1及び2の事業を円滑に推進するための取組
  - ア 取組主体が1及び2の取組を実施する場合の技術的支援
  - イ 現地調査、調査分析、事業の円滑な推進を図るための会議の開催、当該事業の普及・啓発活動、取組主体に対する指導等

### 第3 事業の実施

#### 1 実施要領の作成等

事業実施主体は、第2の1及び2の事業の実施に当たり、取組主体に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容及び仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 夏季受精卵移植計画の作成

- (1) 事業に参加する酪農経営体等は、別添様式により、第2の2の取組を記載した国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）における夏季受精卵移植計画（以下「夏季受精卵移植計画」という。）を作成の上、取組主体に提出するものとする。

(2) 取組主体は、事業に参加する酪農経営体等から提出のあった夏季受精卵移植計画を取りまとめ、事業実施計画を作成するものとする。

### 3 事業の要件

#### (1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体等から構成され、次の事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 生産者集団の目的及び名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 生乳生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

#### (2) 酪農経営体等

酪農経営体等が法人の場合にあっては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行う者を除く。）は、これに該当しないものとする。

#### (3) 対象となる設置工事費

第2の1の(1)の取組を実施する場合においては、暑熱対策を行う場合の資材又は機器に加え設置工事費を補助の対象とする。ただし、飼養管理施設等の屋根への石灰又は遮熱塗料の塗布については、設置工事費は補助の対象外とする。

#### (4) 奨励金交付対象

第2の2の奨励金の交付対象については、以下の要件とする。

##### ア 奨励金交付対象者

夏季受精卵移植計画を策定した酪農経営体等とする。

##### イ 受精卵を移植する乳用牛

受精卵移植時点において、構成員（取組主体に属する酪農経営体等をいう。以下同じ。）が自ら所有している又は今後、搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛であること。

##### ウ 対象となる移植期間

6月1日から9月30までの間に移植を行った受精卵移植とする。

##### エ 受精卵の移植回数

受精卵の移植回数は、ウの期間に1頭当たり2回までとする。

##### オ 対象となる受精卵

ホルスタイン種又はホルスタイン種と和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種並びにそれらの交雑種をいう。以下同じ。）の交雑種の受精卵とする。

##### カ 交雑種受精卵移植回数

交付対象とする交雑種受精卵移植回数は、牛の品種による種付け比率を大きく変化させないことを旨として、別表2のブロックごとに、それぞれの係数を基に下の式により求められる回数を上限とする。

交雑種受精卵移植回数の上限

=取組主体のホルスタイン種の受精卵移植回数

## × ブロックごとの係数

### 4 取得物件等の管理等

取組主体は、第2の1の（1）の事業により共同購入又はリース会社から借受けた資材又は機器及び第2の1の（2）の事業により増設及び改修を行った飼養管理施設等（以下「取得物件等」という。）の管理等は次のとおり行うものとする。

#### （1）完了検査の実施

取組主体は、実施年度中に取得物件等の設置に係る完了検査を行うものとする。

#### （2）会計処理

取組主体（代表者）は、補助金の收支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

#### （3）管理利用規程等の整備

取組主体は、取得物件等の管理に当たっては、管理利用規程及び管理台帳を整備するものとする。

#### （4）貸付契約の締結

取組主体は、取得物件等を構成員が管理利用する場合にあっては、貸付けを行うものとし、構成員との間で貸付契約を締結するものとする。ただし、不動産の増設及び改修を除き取得物件等が50万円未満のものである場合は、この限りでない。

#### （5）リース契約の締結等

取組主体は、取得物件等をリース会社から借り受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。

なお、この場合にあっては、リース会社から借り受けた物件（以下「リース物件」という。）については、この事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、取組主体は、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機48号-1）14の（5）の規定に基づき行うものとする。

### 5 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結するものとする。

### 6 後援名義

事業実施主体は、この事業により普及・啓発資料等を作成した場合及びセミナー等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

### 7 事業の実施期間

第2の1及び2の事業の実施期間は、令和8年度とする。

第2の3の事業の実施期間は、令和7年度から令和8年度までとする。

### 8 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

（1）この事業に参加しようとする取組主体の構成員は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、要望調査時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間

中に実施する旨をチェックした上で、取組主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、取組主体に提出するものとする。

(2) 取組主体は、全ての構成員から提出された当該チェックシートを収集し、その一覧を事業実施主体に提出するものとする。一覧には、酪農経営体等の氏名又は名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

(3) 取組主体は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施主体に提出するものとする。

(4) 事業実施主体は、全ての取組主体から提出された（2）のチェックシートの一覧及び（3）のチェックシートを収集し、その一覧を第6の1の交付申請時、第6の2の変更承認申請時及び第6の4の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、酪農経営体等及び取組主体の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

(5) 事業実施主体は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第6の1の交付申請時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第6の4の実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、機構に提出するものとする。

## 9 生乳需給安定クロスコンプライアンスの適用について

(1) この事業の受益者となる取組主体の構成員（沖縄県又は伊豆諸島でのみ乳用牛を飼養する者は除く。）は、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」（令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知。以下「生乳需給安定通知」という。）の第4の（2）に定める要件を満たすものとする。

(2) 取組主体は、生乳需給安定通知の第4の（3）から（5）までに定めるところにより、要件の確認等を行うものとする。この際、取組主体はこの事業の受益者となる全ての構成員から当該チェックシートを収集し保管するとともに、一覧にまとめ、事業実施主体を経由して機構に提出するものとする。

## 10 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、取組主体並びにその構成員へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

## 11 配合飼料価格安定制度への継続加入

事業実施主体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする取組主体及びその構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

- (1) 令和8年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。
- (2) 令和7年度及び令和8年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- (3) 令和7年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和8年度に契約を締結していない者であること。

#### 第4 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 取組主体は、事業実施主体又は都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の1及び2の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及び取組主体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

#### 第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

#### 第6 補助金交付の手続等

##### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、取組主体から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

##### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、業務方法書第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

###### (1) 事業の中止又は廃止

###### (2) 事業費の30パーセントを超える増減

###### (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

##### 3 補助金の概算払

###### (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 事業の実績報告

事業実施主体は、提出された事業の実績をそれぞれの取組主体が管轄する地域の区域内全ての都道府県知事に提出するとともに、事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となつた場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第4号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

### 第7 運営状況等の報告

- 1 取組主体は、構成員に貸し付けた物件（リース物件含む。）のうち50万円以上のもの及び第2の1の（2）の事業により増設及び改修を行った飼養管理施設等（以下「取得財産」という。）の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産と合わせて運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、事業実施主体に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）運営状況報告書を作成し、毎年6月30日までに理事長に提出するものとする。

### 第8 取得財産の貸付けの取扱い

- 1 第3の4の（4）の規定により、取得財産に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間及び第3の4の（5）の規定により、リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の处分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する处分制限期間（以下「处分制限期間」という。）とする。ただし、处分制限期間が10年未満のものにあっては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあっては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。
- 2 取組主体は、1の規定により貸付期間又はリース期間を短縮する場合は、取得財産の处分制限期間において、借受者の構成員が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に取得財産を譲渡できるものとする。
- 3 取組主体は、2の規定により取得財産を譲渡しようとする場合は、事業実施主体を通じてあらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

### 第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額

に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第10 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間を経過した後も財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

### 2 書類の保存期間

取組主体は、事業に参加する酪農経営体等が夏季受精卵移植計画に記載された取組を実施したことを証する書類を事業実施主体が事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

### 3 電磁的記録による整備保管

1及び2に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 4 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び取組主体に対し調査し又は報告を求めるものとする。

別表1

項目	内容	補助率又は額
1 暑熱対策 資材・機器の導入	(1) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の共同購入又はリース会社からの借受け  (2) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な飼養管理施設等の増設及び改修	1／2以内  1／2以内
2 夏季受精卵移植への奨励金の交付	取組主体が、夏季受精卵移植に参加する酪農経営体等に対して奨励金を交付するのに要する経費	定額（ただし、1回当たり1万円以内、1頭当たり2回まで）
3 生乳暑熱対応推進緊急対策の推進	(1) 暑熱対策の技術的知見の集約・啓発 ア 会議及びセミナーの開催に要する経費 イ 普及・啓発資料の作成等に要する経費  (2) 1及び2の事業の円滑な推進 ア 取組主体が取組を実施する場合の技術的支援に要する経費 イ 現地調査、調査分析、事業の円滑な推進を図るために会議の開催、当該事業の普及・啓発活動、取組主体に対する指導等に要する経費	定額  定額

別表 2

ブロック	係数
北海道	1
東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	2
関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）	4
北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）	5
東海（岐阜県、愛知県、三重県）	10
近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	10
中四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	10
九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	10

別添様式

年 月 日

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）における夏季受精卵移植計画

第1 酪農経営体等の概要

酪農経営体等名（法人の場合は法人名を記載）	
代表者の役職・氏名（上記と同様の場合は省略）	
酪農経営体等が所在する住所	〒

第2 この事業の対象となる受精卵移植の回数及び奨励金額

令和8年 1月1日 時点の経 産牛頭数 (頭)	受精卵移植 予定の乳用 牛頭数 (頭)	受精卵移植回数 (回)			奨励金 単価 ④	奨励金 額 (円) (③)× ④ ⑤
		ホルスタ イン種 ①	交雫 種 ②	合計 (①+②) ③		

(注1)牛の品種による種付け比率を大きく変化させないよう留意して計画すること。

(注2)乳用牛育成経営体の場合は、経産牛頭数に育成である旨を付記すること。

別紙様式第1号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）を下記のとおり実施したいので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添7の第6の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容  
別紙のとおり

### 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 暑熱対策資材・機器の導入 (1)暑熱対策を行う場合の資材又は機器の共同購入又はリース会社からの借受け (2)暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な飼養管理施設等の増設及び改修				
2 夏季受精卵移植への奨励金の交付				
3 生乳暑熱対応推進緊急対策の推進 (1)暑熱対策の技術的知見の集約・啓発 (2)1及び2の事業の円滑な推進				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日  
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

### 5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 酪農経営体等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一覧
- (4) 取組主体の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一覧
- (5) 事業実施主体の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- (6) 生乳需給安定クロスコンプライアンスのチェックシートの一覧

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ

旨を記載することとする。

(注2) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）実施計画

1 暑熱対策資材・機器の導入

(1) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の共同購入又はリース会社からの借受け

取組主体名	事業費 (円)	負担区分		積算基礎	
		補助金 (円)	その他 (円)	費目	員数
合計					

(2) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な飼養管理施設等の増設及び改修

取組主体名	利用経営体 氏名	事業費 (円)	負担区分		増設及び改修に 係る面積 (m <sup>2</sup> )	面積当たり単価 (円/m <sup>2</sup> )
			補助金 (円)	その他 (円)		
合計						

(注1) 事業費の欄は2段書きとし、下段に括弧書きで躯体に係る事業費を記載すること。

(注2) 増設及び改修の内容が分かる図面等を添付すること。なお、増設及び改修に係る面積には、原則として当該施工に係る建築面積を記載すること。なお、飼養管理施設等の全体に効果が及ぶ改修については、当該施設の建築面積を記載すること。

2 夏季受精卵移植への奨励金の交付

取組 主体 名	酪農 経営 体戸 数	経産牛頭 数 (頭)	受精卵移植内容				奨励金 単価  ④	交付金額 (③× ④) ⑤	負担区分			
			受精卵移 植頭数 (頭)	移植受精卵数 (回)					補助金 (円)	その他 (円)		
				ホルスタ	交雑種	②の上限						

				イン種 ①	②	(①×係 数) ②、	(①+②又 は①+②、 のいずれか 低い回数) ③				

(注1) 酪農経営体等が作成した夏季受精卵移植計画を取りまとめて作成すること。

(注2) 経産牛頭数には、この事業に参画する構成員の令和8年1月1日時点の経産牛頭数の合計を記載すること。

(注3) 係数は、別表2のブロックごとの係数を使用すること。

### 3 生乳暑熱対応推進緊急対策の推進

実施時期	事業内容	事業費 (円)	負担区分		積算基礎	備考
			補助金 (円)	その他 (円)		

(注1) 事業の内容は、暑熱対策の技術的知見の集約・啓発（会議・セミナーの開催、普及・啓発資料の作成等）及び生乳暑熱対応推進緊急対策の円滑な推進（技術的支援、現地調査、調査分析、会議の開催、普及・啓発活動、取組主体に対する指導）の区分を記載すること。また、必要に応じて別紙を用いる等、詳細かつ具体的に記載すること。

(注2) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）実施要綱別添7の第6の2の規定に基づき申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号の補助金交付申請書の記の様式に準じるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添7の第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 (⑤)	今回概 算払請 求額 (⑥)	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) (②)	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 (①)	機構補 助金 (②)	事業費 (③)	機構補 助金	事業費出 来高 (③)/(①)= (④)				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱  
対応推進緊急対策）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ  
った国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）  
について、下記のとおり実施したので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策  
事業実施要綱別添7の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告し  
ます。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急  
対策）実績報告書」のとおり

### 3 事業に要した経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 暑熱対策資材・機器の導入 (1) 暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器の共同購入又はリース会社からの借受け (2) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な飼養管理施設等の増設及び改修				
2 夏季受精卵移植への奨励金の交付				
3 生乳暑熱対応推進緊急対策の推進 (1) 暑熱対策の技術的知見の集約・啓発 (2) 1及び2の事業の円滑な推進				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

### 4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

### 5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日  
(2) 事業完了年月日 年 月 日

### 6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

#### 7 添付書類

- (1) 酪農経営体等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一覧
- (2) 取組主体の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一覧
- (3) 事業実施主体の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

別紙「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）実績報告書」

(注1) 別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。

(注2) 増設及び改修を行った飼養管理施設等については、写真を添付すること。

別紙様式第5号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱  
対応推進緊急対策）運営状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度における国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）について、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添7の第7の2の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名： 年度 事業

2 実施状況  
別添のとおり

(注) 取組主体から提出があった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）運営状況報告書を添付すること

別紙様式第6号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）に係る仕入れに係る消費等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金について、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添7の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額

（令和 年 月 日農畜機第 号による補助金額の確定通知額）

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2）

金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

〔 〕

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

〔 〕

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料